

静岡社会健康医学大学院大学飲料用自動販売機設置者募集要項（公募）

静岡社会健康医学大学院大学における飲料用自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を承知のうえ、お申込みください。

なお、この公募に係る事項は、令和3年4月1日設立予定の公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の準備行為を静岡県が行うものであり、契約の主体は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学である。

1 募集事項及び物件

- (1) 募集事項 飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するための公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）財産の賃貸借（貸付期間の延長、更新なし）
- (2) 募集物件 別添募集物件説明書記載のとおり

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者に限り公募に参加することができます。

- (1) 静岡県における物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格を有している者において「営業種目62食料品」を登録している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 募集公告の日から設置者決定までの間、静岡県から入札参加停止措置を受けていないこと。

3 募集条件

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、別添募集物件説明書記載のとおりとします。ただし、法人が公用又は公共用に供するために必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反したとき、その他法人が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 契約保証金

免除する。

ウ 貸付料

年額貸付料（光熱水費相当分を含む）について募集します。

物件ごと設置者として決定したものの申込金額（税抜額）に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって年額貸付料とします。

なお、貸付料は法人が発行する納入通知書により、法人が指定する期日までに全額納付してください。

また、契約期間中に消費税率の変更があった場合はその増加分を加算した金額をもって年間貸付料とします。

エ 光熱水費

年額貸付料に光熱水費相当額を含めるものとし、設置者による子メーターの設置は要しない。

オ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

カ 貸付面積

貸付面積は、別添募集物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3（3）イに定める使用済み容器の回収ボックスは、募集物件ごとに指定した場所に、貸付面積を超えない範囲で設置してください。また、必要に応じて転倒防止対策も併せて行ってください。

キ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、なるべく省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷に配慮した機種を設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納期限までに確実に納めてください。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

- エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、法人の指示に従ってください。
- オ 販売品目は、添付の募集物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ブリック等の密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とし、酒類の販売は禁止します。
- カ 販売価格は標準小売価格より30円以上低額に設定することを原則とし、職員や学生の利便性向上に御配慮ください。
- キ 電子マネー決済（キャッシュレス対応）機能を備えて機種を設置してください。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が責任をもって行ってください。なお、盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について法人の責めに帰することが明らかな場合を除き、法人はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

(4) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、法人に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

4 申込手続き

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。申込先及び申込期間は別添募集物件説明書記載のとおりとします。なお、郵送の場合は、書留とし、かつ「自動販売機設置者応募申込書」と明記してください。申込書の提出は、申込期間内必着とします。

(2) 提出書類（各1部）

次の書類を募集番号ごとに提出してください。

- ア 応募申込書（様式第1号）
- イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 支店長等入札参加資格者以外の者が参加する場合は、入札参加資格者の委任状の写し

(3) 申込書等の書換えの禁止

参加申込者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込みは無効となります。

- ア 応募資格の無い者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募申込者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 申込に関し、法人の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

- ア 応募申込書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、応募申込者の負担とします。
- イ 申込期限後における応募申込書又は書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ウ 提出された応募申込書及び書類は、返却しません。
- エ 提出された応募申込書及び書類は、公表しません。
- オ 応募申込書及び書類に用いる言語は日本語とします。

5 設置者の決定

「2 参加資格要件」に定める資格を全て満たしている者のうち、静岡県が定めた予定価格以上で、最高の金額で申込みを行った者を設置者とします。

なお、最高の金額で申込みを行ったもの等が2名以上ある場合は、当該参加者の立会いのもと、くじにより選定します。

6 契約書の作成の要否

定期建物賃貸借契約を締結します。契約期間の更新及び延長は行いません。

7 その他

(1) 設置者に決定した方は、別途静岡県が定める期日までに、下記の書類を提出してください。

ア 設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図

イ その他参考となる資料

(2) 参加申込者は、この募集要項、募集物件説明書及び契約書案を熟読し、承知の上で申し込んでください。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 本件についての問合せは、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課大学設置班（電話番号 054-221-3351）に照会してください。